本約款の摘要

第1条:

- 1、当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによる物とし、この約款に定められていない事項につきましては、法令又は慣習によるものとします。
- 2、当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることが出来ます。

宿泊引受けの拒絶

第2条:

当館は、次の場合には、宿泊の引受けのお断りすることがあります。

- (1)宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2)満室により各室の余裕がない時。
- (3)宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時。
- (4)宿泊しようとする者が伝染病であると明らかにみとめられるとき。
- (5)宿泊に関し特別の負担をもとめられたとき。
- (6)天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 府条例に規定される場合に該当する時。

氏名等の明告

第3条:

当館は、宿泊日に先立つ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という)をお引受けした場合には、期限を定めて、その申告者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1)宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍及び職業。
- (2)その他、当館が必要と定めた事項。

予約金

第4条:

- 1、当館は、宿泊予約の申受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は、3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。
- 2、前項の予約金は、次の定める場合に該当する時は、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条:

1、当館は、宿泊予約の申込みが、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、違約金申し受け規定第 16 条により、違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイ・イングメンバー15名以上の者をいう。以下同じ)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に、当館が宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、そのお引受けした日)における宿泊予約人数1

- 0%にあたる人数(這う数が出た場合には切り上げ)については、この限りではありません。
- 2、当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時、(到着予定時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3、前項の規定により解除された場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかった列車、航空機等の公共の運輸機関の不着 又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明した時は、第1項の違約金は頂きません。

第6条:

当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

- (1)第2条第3号から第7号までに該当することになったとき。
- (2)第3条第1号の事項を明告に求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されてないとき。
- (3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期間までにその支払がない時。
- 2、当館は、前項の規定により宿泊予約を解除した時は、その予約についてすでに収受した予約があれば返還します。

宿泊の登録

第7条:

- 1、宿泊者は宿泊日の当日当館のフロントデスクにおいて次の事項を登録してください。
- (1)第3条第1号の事項
- (2)外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3)出発日及び時刻。
- (4)その他、当館が必要と認めた事項。

第8条:

宿泊者が当館の客室を使用いただく時間は午後3時より午前10時とします。

2、当館は前項の規定に拘らず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応じる場合があります。この場合においては追加料金を申し受けます。

午前10時以降は、1時間超過するごとに2, 160円(通常和室)及び3, 240円(露天風呂付客室)を追加料金として頂戴いたします。尚 最大延長時間は正午までとします。

営業時間等

第9条:

- 1、当館の施設の営業時間は、次の通りとします。
- (1)お食事提供時間:
- イ、朝食 午前7時30分から午前9時まで
- ロ、夕食 午後5時30分から午後9時まで
- 2、第1項の時間及び前項の期間は、臨時に変更することがあります。

貴重品の扱い

第10条:

貴重品は当館のフロント、又は客室内金庫にお預けいただけます。

料金の支払い

第11条:

- 1、料金の支払は、通貨又は、当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発又は、当館が請求したとき、当館のフロントデスクにおいて行っていただきます。
- 2、宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則の厳守

第12条:

宿泊者は、当館において当館が定めて当館内に掲示した利用規則にしたがっていただきます。

宿泊継続の拒絶

第13条:

当館は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第2条第3号から第7条までに該当することとなった時。
- (2)前条の利用規則に従わない時。

宿泊者の責任

第14条:

宿泊者の責に帰すべき理由によって当館の施設及び什器、備品を破損、又は紛失された時は弁償していただく場合があります。

宿泊者の責任

第15条:

- 1、当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が、当館のフロントオフィスにおいて宿泊者の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれが早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を空けたときに終わります。
- 2、当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供が出来なくなった時は、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が出来なくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

違約金申し受け規定

第16条:

- 一般客:団体客
- イ、宿泊日の7日前から4日前に解除した場合: 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金30%
- 口、宿泊日の3日前から2日前に解除した場合: 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金50%
- ハ、宿泊日の前日又は当日に解除した場合: 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金100%